東京医科大学病院長に求められる資格、資質・能力に係る具体的な基準

[資　格]

1. 日本国の医師免許を有していること。
2. 臨床研修修了医師*であること。

 *臨床研修が義務化された医師法改正の施行日（平成 16 年 4 月 1 日）時点において現に医師免許を受けている者及び施行日前に医師免許の申請を行った者であって施行日後に医師免許を受けたものは、臨床研修を修了した旨の医籍への登録を受けた者とみなします。

3. 厚生労働省認定の指導医講習会を受講していること。
4. 心身ともに健全で、人格が高潔、温厚であること。
5. 当該病院内外での組織管理経験を含め、病院の管理運営に識見を有すること。
6. 医療安全管理業務の経験*や、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を含め、医療安全確保のための必要な資質・能力を有すること。

 *医療安全管理業務の経験とは、次のいずれかの業務に従事した経験をいう。
 ①医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務
 ②医療安全管理委員会の構成員としての業務
 ③医療安全管理部門における業務
 ④その他上記に準ずる業務

7. 過去 3 年以内に停職以上の懲戒を受けていないこと。

[資質・能力]

8. 東京医科大学病院の理念である「人間愛に基づいて、患者さんとともに歩む良質な医療を実践します。」を尊重し、自ら実践する者であること。
9. 3 病院を統括する特定機能病院として、高度先進医療、臨床研究、人材育成および医療連携を推進する強い指導力を有すること。
10. 東京医科大学病院の将来を見据え、病院の経営基盤の強化に努めるとともに、適切な経営判断ができる者であること。